

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和6年1月26日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300431号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300079号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年12月25日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

令和2年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和2年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年12月  
請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及びA社の同僚の賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

また、請求期間の賞与支払日については、前述の預金通帳の取引年月日から、令和2年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300449号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300080号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成22年9月30日は3万円、平成23年5月31日は15万円、平成25年5月31日は19万円、平成27年5月29日は25万円、平成29年1月31日は20万8,000円及び平成30年5月31日は23万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年9月30日、平成23年5月31日、平成25年5月31日、平成27年5月29日、平成29年1月31日及び平成30年5月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年9月30日、平成23年5月31日、平成25年5月31日、平成27年5月29日、平成29年1月31日及び平成30年5月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年9月30日  
② 平成23年5月31日  
③ 平成25年5月31日  
④ 平成27年5月29日  
⑤ 平成29年1月31日  
⑥ 平成30年5月31日

請求期間①から⑥までの各期間に賞与が支給され、当該各賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金記録によると、当該各期間に係る賞与記録がない。

賞与明細及び預金通帳の写しを提出するので、請求期間①から⑥までの各期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑥までの各期間について、請求者から提出された賞与明細及び預金通帳の写し並びにA社から提出された賞与に係る給与表及び同社の回答から判断すると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は3万円、請求期間②は15万円、請求期間③は19万円、請求期間④は25万円、請求期間⑤は20万8,000円及び請求期間⑥は23万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300224号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300081号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、令和2年6月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年6月及び同年7月の標準報酬月額は30万円を32万円とする。

令和2年6月及び同年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年6月及び同年7月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年9月1日から令和2年9月1日まで  
年金記録を確認したところ、請求期間の標準報酬月額が30万円と記録されているが、給料明細書に記載されている金額からすると32万円になると思う。  
給料明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、令和2年6月1日から同年8月1日までの期間について、請求者から提出された給料明細書(令和2年7月分以降は給与明細書)並びにA社から提出された請求者に係る賃金台帳及び給料一覧表(以下「給料明細書等」という。)により、請求者が同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の令和2年6月及び同年7月の標準報酬月額については、給料明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当初未届であった請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年9月に提出したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年6月及び同年7月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、令和元年9月1日から令和2年6月1日までの期間及び同年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、給料明細書等によると、当該各期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300310号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300082号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年3月1日から平成6年10月1日まで

A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額について、同社が届けた報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額(8万円)に減額訂正されているので、当該期間の標準報酬月額を減額訂正前の額に訂正してほしい旨の訂正請求を行ったところ、訂正は認められないとする通知を受けた。

しかし、請求期間には減額訂正される前の標準報酬月額に見合う報酬月額(42万円)をA社より受けており、前回の決定に納得できないので、再度審議の上、当該期間の標準報酬月額を減額訂正前の額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求について、オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成6年4月12日付けで、平成4年3月1日に遡って8万円に減額訂正されており、請求者から提出された同社の給料台帳によると、請求者の請求期間に係る報酬月額が前述の遡及減額訂正後の標準報酬月額に見合う額に降給した事情は見当たらないことから、減額後の標準報酬月額は事実上即した記録ではなかったことがうかがえるが、i) 商業登記の記録により、請求者は、A社の設立時から請求期間の前後を通じて、同社の代表取締役であることが確認できること、ii) 請求者は、前述の遡及減額訂正について、訂正届を提出した覚えはない旨主張しているが、通常、社会保険事務所(当時)への届書は事業主から届け出されること、請求者から同社に係る平成5年2月、同年6月、同年7月及び同年8月を元本年月とする健康保険、厚生年金保険及び児童手当拠出金の延滞金に係る領収証書が提出されており、請求期間当時において、同社は社会保険料を滞納していたことが認められる上、同社の元役員は、「請求者は、代表取締役として、業務執行権限及び社会保険事務に係る決裁権限を持っていた。」旨、同社の元従業員は、「A社の会社印及び代表者印は請求者が管理しており、書類等に代表者印が必要な場合には、請求者が押印していた。」旨をそれぞれ回答しており、当該遡及減額訂正について、同社の代表取締役である請求者が関与していたものと考えられることから、既に令和2年2月21日付けで、年金記録の見直しをしないこととする近畿厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、近畿厚生局長の決定には納得できない旨主張し、再度訂正請求を行ったものであるが、請求者自身が前述の遡及減額訂正に関与していなかったことを裏付ける新たな資料等の提出はなく、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300270号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300026号

## 第1 結論

平成3年\*月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年\*月から平成4年3月まで

国の記録では、学生であった期間のうち、請求期間に係る国民年金保険料が未納となっているが、母が私の国民年金の加入手続を行い、二十歳になった時から毎月、国民年金保険料を納付してくれた。

母は高齢であり、話をすることはできないが、納付書により郵便局又はさくら銀行で納付しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は平成4年5月22日に払い出されている上、請求者の記号番号前後の被保険者の記録及びオンライン記録における請求者の国民年金第1号被保険者の資格取得(平成3年\*月\*日)に係る処理年月日(平成4年5月25日)から判断すると、請求者の国民年金の加入手続時期は、同年5月頃と推認でき、当該加入手続時点までは、請求者は国民年金に未加入であり、二十歳になった時から母が毎月、国民年金保険料を納付してくれたとする請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者の記号番号が払い出された後の平成4年6月1日に、請求者に対し国民年金の過年度保険料に係る納付書が作成された事蹟が確認できることから、同日において、請求期間に係る国民年金保険料は納付されていないものとして取り扱われていたと考えられるが、請求者は当該期間に係る加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母から当時の事情を聴取することもできない。

さらに、A市は、請求期間当時の国民年金の加入・喪失及び保険料の納付状況が確認できる資料はないと回答している上、請求者が請求期間当時に国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300309号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300083号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年12月21日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

令和2年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年12月21日

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間に支払われた賞与について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賃金台帳及びB市から提出された給与支払報告書から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300430号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300084号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月

A社に勤務していた同僚の賞与記録が訂正された旨の文書が年金事務所から届いたことにより、請求期間の賞与の記録がないことが分かった。

明細書等は保管していないが、請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求期間の賞与に係る賃金台帳において、複数の従業員氏名及び賞与の明細が確認できるものの、そのなかに、請求者の氏名及び賞与の明細は見当たらない上、同社は、ほかに請求期間に係る賞与額を確認できる資料は保管しておらず、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、C市の担当者は、所得に関する証明書の交付は直近5年分であると陳述しており、平成23年中の給与・賞与支給額及び社会保険料控除額を確認することができない上、請求者は、請求期間の賞与は現金支給であったと陳述していることから、金融機関に賞与の振込額を確認することもできず、請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、A社から賞与の支払を受け、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300329号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300085号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①から⑬までの各期間の標準賞与額を別表1のとおり訂正することが必要である。

別表1の訂正期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表1の訂正期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間①から⑬までの各期間の標準賞与額を別表2のとおり訂正することが必要である。

別表2の訂正期間の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月25日  
② 平成19年12月25日  
③ 平成20年7月25日  
④ 平成22年7月26日  
⑤ 平成22年12月24日  
⑥ 平成25年7月25日  
⑦ 平成25年12月25日  
⑧ 平成26年7月25日  
⑨ 平成26年12月25日  
⑩ 平成27年7月24日  
⑪ 平成27年12月25日  
⑫ 平成28年7月25日  
⑬ 平成28年12月26日

請求期間①から⑬までの各期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑬までの各期間について、A社から提出された賞与支払明細書並びに請求者から提出された預金通帳、源泉徴収簿、源泉徴収票及び住民税の通知書により、請求者は、同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行

われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間①から⑬までの各期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑬までの各期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑬までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求者の請求期間①から⑬までの各期間の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑬までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①から⑬までの各期間について、賞与支払明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①から⑬までの各期間に係る訂正後の標準賞与額については、賞与支払明細書により確認できる賞与額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、請求期間①から⑬までの各期間の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成19年7月25日	14万円
平成19年12月25日	48万9,000円
平成20年7月25日	13万6,000円
平成22年7月26日	13万円
平成22年12月24日	45万6,000円
平成25年7月25日	12万2,000円
平成25年12月25日	42万8,000円
平成26年7月25日	11万9,000円
平成26年12月25日	41万9,000円
平成27年7月24日	11万7,000円
平成27年12月25日	41万1,000円
平成28年7月25日	11万5,000円
平成28年12月26日	40万3,000円

別表2【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	訂正前の標準賞与額	訂正後の標準賞与額
平成19年7月25日	14万円（※）	15万円
平成19年12月25日	48万9,000円（※）	50万円
平成20年7月25日	13万6,000円（※）	15万円
平成22年7月26日	13万円（※）	15万円
平成22年12月24日	45万6,000円（※）	50万円
平成25年7月25日	12万2,000円（※）	15万円
平成25年12月25日	42万8,000円（※）	50万円
平成26年7月25日	11万9,000円（※）	15万円
平成26年12月25日	41万9,000円（※）	50万円
平成27年7月24日	11万7,000円（※）	15万円
平成27年12月25日	41万1,000円（※）	50万円
平成28年7月25日	11万5,000円（※）	15万円
平成28年12月26日	40万3,000円（※）	50万円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額